

トラック運送事業者のみなさまへ

組合員のみなさまの声に応じて 自動車共済規程の 一部改正を行いました

[令和6年11月1日改正]



主な改正内容



長年事故がない優良な組合員が
1件の大きな事故で割引率が
急激に悪化しないようにしてほしい

①

適用率の補正方法の新設

適用率の急激な悪化を緩和します



大口の運送事業者も近畿共済に
入ってもらいやすいように
してほしい

②

多数割引の拡充

車両台数500台以上の多数契約割引を拡充



ロードサービスの利用によって
割引率が悪化するのを
何とかしてほしい

③

搬送引取費用特約の改正

補償率計算の対象から外します



積荷に対する特約がほしい

④

貨物特約の新設

共済オリジナルの特約を新設します

改正内容の詳細は裏面をご確認ください



1

適用率の補正方法の新設

1件の大きな事故により、 優良割引率の最大悪化幅を緩和します

次年度の適用率が最大悪化する場合、仮に最大の事故がなく適用率を計算した場合に割引が進行する際は、契約台数に応じて適用率の悪化を緩和します。

共済契約車両台数	適用する割引加減率
20台以上	4/5の率 (例)60%→36%
50台以上	2/3の率 (例)60%→40%
100台以上	1/2の率 (例)60%→45%

2

多数割引の拡充

大口の運送事業者のニーズに応え、 多数割引に500台以上を追加

500台以上と1000台以上の多数割引を追加しました。大口の運送事業者にもより一層メリットを感じていただけるようにしました。

共済契約車両台数	割引率	
	現行	改定
100台以上～500台未満	10%	10%
新設 500台以上～1000台未満	10%	11%
新設 1000台以上	10%	12%

3

搬送引取費用特約の改正

ロードサービスを利用しても、 優良割引・割増率に影響しません

補償率計算の対象から外し、優良割引・割増率に影響しないようにします。また、補償内容を拡充し、掛金の見直しを行いました。

補償対象の費用		改定内容		
		項目	現行	改定
故障	応急処置費用 搬送費用	合計 上限額	30万円	35万円
		故障・事故	移動費用 臨時宿泊費用 引取費用	合計 上限額

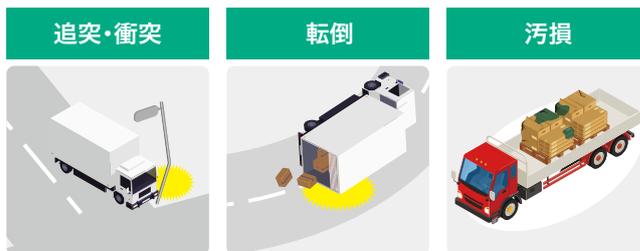
4

貨物特約の新設

積載中の受託貨物に対する オリジナルの賠償責任特約を新設

受託した貨物の輸送中に生じた損害によって、荷主などに対して負担する法律上及び運送契約上の賠償責任を補償します。

■ 共済金をお支払いする主な損害例



積込み中、荷下ろし作業中および倉庫での保管中には含まれません。

お問い合わせ先

営業課(本部)	TEL.06-6965-2824
河北事務所	TEL.06-6381-6544
泉州事務所	TEL.072-231-9781
奈良事務所	TEL.0742-90-0510

和歌山事務所	TEL.073-403-6486
滋賀事務所	TEL.077-502-0210
京都事務所	TEL.075-671-1894
キンコウセーフティ(株)	TEL.06-6965-2561

近畿交通共済協同組合

〒536-0014 大阪市城東区鳴野西 2-11-2
TEL:06-6965-2828(代) FAX:06-6965-2838

近畿交通共済協同組合 
<https://www.kinkyo.or.jp>

